

- 一 會議の事件左の如し
- 第一番 高橋三郎
  - 第二番 田村宇一
  - 第三番 森田幸藏
  - 第四番 森田誠重
  - 第五番 羽村榮吉
  - 第六番 村野喜平
  - 第七番 平井初五郎
  - 第八番 井上岩次郎
  - 第九番 貫井伊作
  - 第十番 磯村武夫
  - 第十一番 田村利一

- 一 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算  
 二 福生町税及いその賦課徴収條例の特例設定の件
- 一 議長（加藤市蔵）九月二十五日午前九時開会を宣す

一 地方自治法第百三條の規程により議長の請求により出席したる者左の如し

- 町長 岸徳次郎
- 主事 内田勇
- 書記 大野忠一
- 書記補 佐藤三郎
- 一本会、書記左の如し

- 書記 内田勇
- 大野忠一

一 議長（加藤市蔵）九月二十五日午前九時十分開議を宣す

一 出席議員左の如し

- 児島信一 井梅弥十郎 田村幾太郎
- 横田壽照 田村信 高橋角藏
- 杉森真 加藤市蔵 高水藤太郎
- 設樂美知 川窪金吉 田村福一
- 高橋三郎 田村宇一 森田幸藏

森田誠重 田村榮吉 村野喜平

平井初之部 井上岩太郎 貫井伊作

磯村武夫 田村利一

一議長(加藤市藏)本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一即第三年度福生町歳入歳出追加更正予算

一議長(加藤市藏)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市藏)第一読会を開く旨を告ぐ

書記 朗読

一町長(岸徳太郎)其後配付税額其の他歳入増加し歳出においは諸給與等の増額を来したるが追加更正しようとするものであると理を説明す

書記 本予算編成について内容説明をなす

一第三番(井梅新十郎)歳出の土木費道路費は僅くとも大なるが此の支途について説明を求め

書記 此の金額は今回の水害による道路修繕を見込みます町道小修理も見込みの旨がある旨説明す

一第三五番(磯村武夫)第三小学校修繕費の校舎増築追加今の内容について

書記 増築校舎の防寒設備と硝子其の他も見込みの旨を説明す

一第十四番(川窪金吉)各項目間の流用について

屠畜税の賦課基準について他町村との関係について

役場給與について

第三小学校諸給について

財産費について

一町長 書記 夫々説明す

一第三三番(井上岩太郎)第三小学校宿直室新築費は六万円を要するが

一町長 設計概要説明す

一第十五番(田村福一)繰越金額について

一第十四番(川窪金吉)役場修繕費について

一第三五番(村野喜平)独立税荷車税について

一第三四番(貫井伊作)小学校給食設備について

一第三三番(井上岩太郎)警防費について

一 町長(岸徳太郎) 書記夫々説明す

一 第三番(井梅弥十郎) 原案賛成につき直に確定議となし可い

賛成 々の声起る

一 議長(加藤市蔵) 第三番説につき會議に諮り賛成者に挙手を命ず

挙手 全員

日程第二 福生町税及びその賦課徴収の特例設定の件

一 議長(加藤市蔵) 本件を議題とする日を告ぐ

一 議長(加藤市蔵) 第一読会を閉じ日を告ぐ

書記 朗読

一 町長(岸徳太郎) 福生町税及びその賦課徴収條例中町民税の賦課については

某土條及某土條の規定にかゝらず基準業定について困難な点がある

あるが本年度に限り特例を設けたいと提案理由を説明す

一 第三番(井梅弥十郎) 作畑の面積については自作地とい作地によつて相違があるが

は一町にしてみたらいい

一 町長(岸徳太郎) 書記 農業会其他と連絡し充分調査する旨説明す

一 第五番(川窪金吉) 賦課人員は何程か

一 第三番(二平井初五郎) 山羊牛の基準について

一 第五番(磯村武夫) 山羊牛は乳の出るものに限る

一 第三番(設楽美知) 農業所得額の控除について

一 第五番(貫井伊作) 畜産業者と有畜農業業者との関係について

一 第六番(森田幸藏) 扶養家族の控除について

一 第六番(高橋三郎) 家畜奨励の見地より山羊豚等は免除を希望する

一 町長(岸徳太郎) 書記 夫々説明す

一 第五番(川窪金吉) 原案賛成に付直に確定議となすこととす

一 議長(加藤市蔵) 第五番説につき會議に諮りしに異議なきに付採決

すべき日を告ぐ賛成者の挙手を命ず

挙手 全員

會議録署名議員 二 挙手

一 議長(加藤市蔵) 署名議員の選挙は指名推薦により指名者を議長と

す(す)日を會議に諮り全員異議なきにつき指名推薦によることに

決する旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)左の者を指名し一名毎に会議に諮り畢議をく決す

田村宇一 森田幸藏 森田誠室

一議長 会議を閉する旨を宣す

一議長 臨時町会を閉会する旨を宣す

十前十時五十分

右會議の顛末を録し其の相違ないことを證するため茲に署名す

昭和三十三年九月三十五日

福生町會議長

福生町會議員

加藤市蔵  
森田幸藏  
森田誠室  
田村宇一

議案第一號

助役選任につき同意を求める件

地方自治法第百六十一條ノ三の規定により左記の者を助役  
に選任したい

依而全法第百六十二條の規定に基き其の會の同意を  
求める

昭和三十三年十月四日提出 即日原案可決

福生町長 岸 徳次郎

記

福生町大字能川九十九番地

斎藤 吉太郎

略 歴 書

本 籍 東京都西多摩郡福生町大字熊川九七九  
現住所 同 七五七

齋 藤 吉 太 郎  
明治三十九年四月九日生

一 大正九年四月一日 福生村熊川村組合書記就職  
昭和十年二月三十一日 同 退職

一 昭和十年一月十五日 愛國婦人会本部員 就職  
昭和十年三月三十一日 同 退職

一 昭和十七年四月一日 昭榮海運株式会社社会計課長就職  
現在に至る

議案第二號

福生中学校新築工事の一部設計変更の件  
福生中学校新築工事の一部設計を左の通り変更するものとする

昭和三十三年十月四日提出 即日原案可決

福生所長 岸 徳次郎

記

一、第一校舎と第二校舎との建物。位置を交替すること。

二、第二校舎の奥行を一間延長し中廊下とし六教室を増加すること。

三、経費四〇万円以内を以つて施行すること。

以上

大ハ.

三、新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

町民の負担とする。

一、新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

一、新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

町民の負担とする。

町民の負担とする。

新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

新築校舎の建築費は、町民の負担とする。

議案第三號

第二小段、新築校舎の補修工事並に直室の新築工事の施行に  
関する件

右については、競走入札に付さないで、随意契約で工事を施行するものとする。

昭和三年十月四日提出 即日原案可決

福生町長 岸 徳次郎

提案理由

本件については、九月二十五日の町会臨時会で、予算の議決を経たものであるが、  
急施を要する。二以上の業者から見積書を提出させ、町民の適宜  
と認めらるる者を随意契約を締結する。

依り地方自治法第二百四十三條但書の規定により町会の同意を求め  
るべきであります。

昭和三年臨時町會々議錄

昭和三年十月四日福生町會を福生町役場に招集す  
一應招議員を如し

|      |   |      |
|------|---|------|
| 第一番  | 並 | 木竹松  |
| 第二番  | 児 | 島信一  |
| 第三番  | 井 | 梅弥十郎 |
| 第八番  | 高 | 橋角藏  |
| 第十番  | 杉 | 森真   |
| 第十一番 | 加 | 藤市藏  |
| 第十二番 | 高 | 水藤太郎 |
| 第十三番 | 設 | 樂美知  |
| 第十四番 | 川 | 窪金吉  |
| 第十五番 | 田 | 村福一  |

第十六番 高橋三郎

第十三番 村野喜平

第十二番 井上岩次郎

第十一番 貫井伊作

第十番 磯村武夫

第九番 田村利一

一、会議の事件左の如し

一、助役選任につき同意を求める件

二、福生中學校新築工事の二部設計変更の件

三、福生第三小學校舎の補修工事並宿直室の新築工事の施行に

関する件

一、議長（加藤市蔵）十月四日午前八時四十分開会を宣す

一、地方自治法第三十條の規定により議長の請求により出席したる者左の如し

議長 岸 徳太郎

主書 内田 勇

書記 大野 忠一

書記補 佐藤 三郎

一、本会の書記左の如し

囑託 内田 勇

〃 大野 忠一

一、議長（加藤市蔵）十月四日午前八時五十分閉議を宣す

一、出席議員左の如し

並木竹松 児島信一 井梅弥十郎

高橋角藏 杉森 真 加藤市蔵

高水藤太郎 設樂美知 川窪金吉

田村福一 高橋三郎 村野喜平

井上岩太郎 貴井伊作 磯村武夫  
田村利一

一議長(加藤市蔵)本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一 助役選任につき同意を求める件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第一読会を開く旨を告ぐ

書記 朗読

一町長(岸徳太郎)地方自治法第百廿一條三、規定により斎藤吉太郎氏を財役に選任したいから同意を求める旨を述べ

賛成 〃。賛起る

一議長(加藤市蔵)本件につき異議なまやらずにつき採決する旨を告ぐ賛成者三票半を命ず

翠牛 全員



日程第二 福生中学校新築工事の部設計変更の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第一読会を開く旨を告ぐ

書記 朗読

一町長(岸徳太郎)中学校新築工事。設計中。第二校舎と第三校舎との建物の位置を交替すること及第三校舎の実行を二間延長し中廊下と大教室を増加することを経費四万圓以内より施行することとした旨を述べ

一第三上番(村野喜平)坪数の増加に何程になるか

町長 三十坪程度の目を見

一第四番(川窪金吉)町として事柄。工事監督を件について

町長 支那中なる目を見

一第三上番(村野喜平)本設計変更について業者の見積について質問あり